

平成28年度における指定管理者の指定について

平成29年3月に市議会の議決を得て、平成29年度より公の施設の管理運営を行う指定管理者を指定した公の施設(4施設)について、その概要をお知らせします。

各公の施設の詳細につきましては、各公の施設の所管課へお問い合わせください。

指定管理者を公募せずに指定した公の施設（4施設）

当該公の施設の廃止、休館その他重要な変更を予定しているため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
ならやま屋内温水プール	指定管理者制度	(社福)奈良市社会福祉協議会	(社福)奈良市社会福祉協議会	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)	スポーツ振興課

地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
農林水産物直売・食材供給施設(湖畔の里“つきがせ”)	直営		湖畔の里つきがせ組合	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで(3年間)	月ヶ瀬行政センター地域振興課
特産物等直売施設(月ヶ瀬温泉ふれあい市場)	直営		月ヶ瀬温泉ふれあい市場管理組合	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで(2年間)	月ヶ瀬行政センター地域振興課

医療施設又は福祉施設等利用者に対して特に配慮が必要とされる公の施設であって、指定管理者の変更が利用者の心身に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節③参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
総合福祉センター	指定管理者制度	(社福)奈良市社会福祉協議会	(社福)奈良市社会福祉協議会	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)	障がい福祉課